

減免・割引

税

所得税・市府民税などの障害者控除 (身) (知) (精)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた、またはそれらのかたを扶養されているかたには、所得税、市府民税に障害者控除があります。給与所得者は年末調整の時期に、確定申告されるかたは申告時期に障害者控除の申告をしてください。その他、相続税の障害者控除や個人事業税の非課税、消費税の非課税品目等の優遇措置があります。くわしくは各担当にお問い合わせください。

国税(所得税・相続税・消費税等)	豊能税務署 電話:751-2441
府税(個人事業税)	豊能府税事務所 電話:752-4111 ファクス:752-4124
市府民税	市役所別館1階 市税総合窓口 電話:724-6709 ファクス:723-5538

【 例 】

- 申告者本人が特別障害者^(※1)の場合…所得税控除額 40万円、市府民税控除額 30万円
- 申告者本人が普通障害者^(※2)の場合…所得税控除額 27万円、市府民税控除額 26万円

※1:身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当するかた

※2:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、上記(※1)に該当しないかた

※扶養配偶者・親族が障害者である場合も同様の控除が受けられます。また、同居等により控除額が加算されることがあります。くわしくは各担当にお問い合わせください。

※身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていないかたでも、要介護状態の高齢者や認知症がある高齢者は、市から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合、所得税や市・府民税の障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。「障害者控除対象者認定書」の申請は高齢福祉室(電話:727-9559)で受け付けます。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

一定の要件に該当する身体障害・知的障害・精神障害のあるかたが日常生活を営むうえで不可欠な自動車について、自動車税の減免を受けることができます。

※軽自動車税とあわせて減免を受けることはできません。

区分	減免対象	申請期限	問合せ先
新たに自動車を取得する場合	軽自動車以外	自動車の登録の日	大阪自動車税事務所寝屋川分室 電話:072-823-1801 ファクス:072-820-1143
	軽自動車		軽自動車検査協会 大阪主管事務所高槻支所内 軽自動車税(環境性能割)担当 電話:072-604-2772
自動車を既に取得している場合	4月1日に減免の要件に該当しているとき	自動車税(種別割)の納期限	豊能府税事務所 電話:072-752-4111 ファクス:072-752-4124
	4月1日以降に減免の要件に該当することとなったとき	減免事由に該当することとなった日から60日以内	

軽自動車税の減免 (身) (知) (精)

問合せ窓口 市役所別館1階 市税総合窓口
電話:724-6709 ファクス:723-5538

障害のあるかたのために使用する軽自動車(ご本人が使用する場合を含む)などについて、一定の条件を満たしている場合、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、自動車税とあわせて減免を受けることはできません。くわしくは、市税総合窓口にお問い合わせください。

手続き	毎年5月上旬に送られてくる納税通知書と運転免許証、身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と本人確認書類を持って、納期限までに市税総合窓口で申請してください。
-----	---

交通

交通運賃の割引

※第1種、第2種の区別は手帳に記載されています。

※利用の際は、障害者手帳を提示してください。

(1) 電車(旅客鉄道株式会社(JR)・私鉄各社) (身) (知) (精) (手帳)

種別	乗車の形態	割引適用乗車券	割引率
第1種	障害者本人が単独で乗車する場合 (片道100キロメートルを超えて乗車するときのみ)	普通乗車券	5割引
	介護者とともに乗車する場合	普通乗車券 回数乗車券 急行券 定期券	本人・介護者(1名まで)ともに5割引(障害者が小児定期乗車券の該当者に対しては介護者のみ)
第2種	障害者本人が単独で乗車する場合 (片道100キロメートルを超えて乗車するときのみ)	普通乗車券	5割引
	介護者とともに乗車する場合 (障害者本人が12歳未満の場合のみ)	定期券	介護者(1名まで)のみ5割引

※鉄道事業者により取扱いが異なりますので、詳しくは利用される各鉄道事業者へお問い合わせください。

(2) バス (身) (知) (精) (手帳)

種別	乗車の形態	割引適用乗車券	割引率
第1種・第2種	障害者本人が単独で乗車する場合	普通乗車券	5割引
		定期券	3割引
	介護者とともに乗車する場合	普通乗車券	本人・介護者(1名まで)ともに5割引
		定期券	本人・介護者(1名まで)ともに3割引

※精神障害者の割引についてはバス会社によって異なりますので、詳しくは利用される各バス会社へお問い合わせください。

障害者割引適用のICカードがあります

「特別割引用ICカード」は、スルッとKANSAI協議会加盟のICカード取扱事業者で利用できる割引プリペイドカードです。

対象者	第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳を所持しているかた
申込・問合せ	株式会社スルッとKANSAI 特別割引用ICカードサービスセンター 電話:06-7730-9860

(3) タクシー 身 知 精 手帳

タクシーに乗車した場合、手帳を提示することにより料金が1割引になる場合があります。

※精神障害者の割引については事業者によって異なりますので、詳しくは各会社へお問合せください。

(4) 国内航空運賃 身 知 精 手帳

障害者手帳を所持しているかたが国内線を利用する場合、割引を受けられる場合があります。

※各航空会社によって異なりますので、詳しくは各航空会社や代理店へお問合せください。

(5) 船舶運賃 身 知 精 手帳

障害者手帳を所持しているかたが船舶を利用する場合、割引を受けられる場合があります。

※精神障害者の割引については事業者によって異なりますので、詳しくは各会社へお問合せください。

有料道路通行料金の割引 身 知

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話：727-9506 ファクス：727-3539

全国の有料道路で、通行料金の割引(5割引)が受けられる制度です。

対象

(1)身体障害者手帳を所持しているかたが自ら運転する乗用自動車、ライトバン等

(2)第1種の身体障害者手帳もしくは第1種の療育手帳を所持しているかたを乗せて、介護者が運転する乗用自動車、ライトバン等

※(1)(2)の場合とも、1人につき1台登録できますが、原則として、本人または家族が所有する車両で、法人名義の車両は対象外です。
(ただし、自動車検査証の「所有者の氏名または名称」がローン会社またはリース会社の場合は、「使用者の氏名または名称」が個人名義であれば対象となります)

手続き

以下のものをお持ちになってみのおライフプラザ総合窓口または市役所(本館1階 介護・医療・年金室)でご申請ください。

※自家用車を事前登録のうえETCを利用される場合はオンライン申請ができます。
申請にはマイナポータルへの利用者登録およびマイナポータルアプリが必要です。

有料道路障害者割引制度オンライン申請サイト→

必要書類		新規	変更	更新
身体障害者手帳または療育手帳		○	○	○
運転免許証(手帳所持者本人が運転する場合のみ)		○	×	×
自動車を事前登録する場合	自動車検査証※1	○	○	○
	ローンまたはリース契約の契約書 (ローンまたはリースで購入された場合のみ)	○	○	○
	ETCを利用する場合	手帳所持者名義のETCカード※5		○
		ETC車載器セットアップ申込書・証明書		○

※1「所有者の氏名または名称」の記載がない電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」をあわせて持参いただくか、あらかじめスマートフォンなどに車検証閲覧アプリをインストールしておいてください。

車検証閲覧アプリについて(国土交通省電子車検証特設サイト)→

※2 カード名義、番号を変更する場合のみ必要

※3 車載器を変更する場合のみ必要

※4 前回申請時から変更がない場合は不要

※5 手帳所持者(第1種に限る)が未成年で本人以外が運転する場合、保護者または法定後見人名義のカードも対象になります

有料道路料金制度問い合わせ先(近畿地区)

- 「西日本高速道路株式会社」 NEXCO西日本お客さまセンター 電話:0120-924-863(年中無休・24時間フリーダイヤル)または06-6876-9031(通話料有料)
西日本高速道路株式会社(NEXCO西日本)ホームページ(<https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/>)からメールによる問い合わせ可
- 「阪神高速道路株式会社」阪神高速お客さまセンター 電話:06-6576-1484(年中無休) ファクス:06-6576-3921
阪神高速ドライバーズサイト(<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/otoiawase/>)からメールによる問い合わせ可

市立駐車場・駐輪場利用料金の割引 (身) (知) (精) (手帳)

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持しているかたが、運転または同乗している場合、以下の駐車場及び駐輪場の利用料金が5割引になります。
※「手帳等」…障害者手帳または障害者手帳アプリ(ミライロID)

駐車場	利用方法	定期利用の場合	問合せ先
箕面駅前 第一駐車場 箕面駐輪場	①支払時に1階の管理事務室に立ち寄る、もしくは事前精算機(自動車利用者は2階、自転車利用者は1階)の呼び出しボタン、または1階もしくは2階エレベーターホールのインターホンで管理員を呼び出す ②手帳等を提示し、割引券を受け取って精算(自動車自転車整理券、障害者割引券、現金または回数券の順番)	箕面駅前第一駐車場1階の管理事務室で手帳等を提示	箕面駅前パーキングサービス株式会社 電話:720-6051 (ファクス兼用)
箕面駅前 第二駐車場	①支払時に管理事務室に立ち寄る ②手帳等を提示し、割引券を受け取って精算(自動車整理券、障害者割引券、現金または回数券の順番)	箕面駅前第一駐車場1階の管理事務室で手帳等を提示	箕面駅前パーキングサービス株式会社 電話:721-1903
桜井駐輪場・ 牧落駐輪場	①料金所で手帳等を提示 ②減免後の料金を係員へ支払う	一時利用と同様	公益社団法人 箕面市シルバー 人材センター 電話:723-8077 ファクス:721-5315
箕面船場 第一駐輪場 箕面船場 第二駐輪場 (※第二は 定期利用 のみ)	①出口精算機のオートフォン(遠隔対応)のカメラに手帳等を提示 ②減免後の料金を支払う	申込時に手帳等を提示	PFI箕面船場駅前 施設サービス株式会社 電話:737-6460
箕面船場 駐車場	①支払い前に防災センター、船場図書館、文化芸能劇場のいずれかで駐車券と手帳等を提示し、減免処理を受ける ②事前精算機または出口精算機により減免後の料金を支払う ※スタッフ常駐時間外は出口精算機のオートフォン(遠隔対応)のカメラに手帳等を提示し、減免後の料金を支払う(現金のみ)	※定期利用なし	PFI箕面船場 まちづくり株式会社 電話:726-6050
箕面船場 第二駐車場	①支払時に事前精算機または出口精算機のオートフォンでオペレーターに連絡する ②Webカメラに手帳等を提示し、減免後の料金を支払う	電話での申し込み時に障害者割引適用であることを伝え、後日郵送される申込用紙に手帳コピーを同封して返送	大阪船場繊維卸商 団地協同組合 電話:06-6531-5713

駐車場	利用方法	定期利用の場合	問合せ先
かやの第一・第二・第三駐輪場 (※第二は一時利用のみ、第三は定期利用のみ)	①出口精算機のオートフォンからサポートセンターへ連絡する ②精算機上部のカメラへ手帳等を提示し、減免後の料金を支払う	現地：管理員に減免対象の証明書を提示 WEB：減免対象の証明書を写真に撮り、データをアップロード	サイカパーキング株式会社 電話：737-5093
桜井駅前駐車場	①精算時にインターフォンでオペレーターに連絡し、カメラに手帳等を提示 ②減免後の料金を支払う	※定期利用なし	リアル・ユウ株式会社 電話：722-2262

その他

映画館・演劇場入場料の割引 身 知 精 手帳

大阪興行協会加盟の映画館、演芸場のチケット売場で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、劇場所定の特別割引料金で入場できます。

NHK放送受信料の減免 身 知 精

証明書の発行	みのおライフプラザ 障害福祉室 電話：727-9506 ファクス：727-3539
証明書の提出	NHK営業サービス株式会社 兵庫事業所 (〒661-0976 尼崎市潮江1-2-6 尼崎フロントビル4F)
問合わせ窓口	NHK大阪放送局 視聴者リレーションセンター開発推進部 電話：06-6937-9000 ファクス：06-6937-3501

契約者の属する世帯が、一定の要件に該当する場合は、NHKの放送受信料が半額もしくは全額免除になります。

対象	(1)全額免除	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持しているかたが世帯構成員であり、かつ、構成員全員が市民税非課税の世帯
	(2)半額免除	「視覚・聴覚障害または1級・2級の身体障害者手帳」「A判定の療育手帳」「1級の精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持しているかたが世帯主で契約者の世帯
手続き	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかと、転入により箕面市で市民税が課税されていない場合は、前市町村が発行する課税(または非課税)証明書を持って、みのおライフプラザ総合窓口で申請していただくと、証明書を発行します。 この証明書をNHKの職員に直接渡すか、上記に郵送してください。	

箕面まごころ応援カード

問合せ窓口 市役所本館2階 箕面営業室
 電話:724-6727 ファクス:722-7655

市内の登録店舗で買い物をするとときに提示することで、割引等のサービスが受けられるカードです。

取扱店やサービスの内容一覧はこちら→



対象者	箕面市内在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
手続き (申請に必要な書類など)	①窓口での申請 障害者手帳等を持って、みのおライフプラザ、箕面営業室(本館2階210番窓口)、窓口課(本館1階)、子ども総合窓口(別館2階)、豊川支所のいずれかでお手続きください。 ②郵送申請 「箕面まごころ応援カード」発行希望の旨と連絡のつく電話番号をご記入の上、障害者手帳等の写しを必ず同封し、下記まで郵送してください。 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 地域創造部箕面営業室 ③オンライン申請 右記のQRコードからお申し込みください。



※代理人が申請する場合には、代理人の本人確認書類、代理権が確認出来るもの(委任状など)が必要です。

点字郵便物等の料金の減免 身 知 精

問合せ窓口 日本郵便株式会社 箕面郵便局 郵便担当
 電話:0570-053-291 ファクス:722-7059

点字郵便物等を発送する際に郵便料金が免除または減額されます。
 減額される料金、適用範囲など、くわしくは郵便局にお問い合わせください。

携帯電話基本使用料等の割引 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しているかたは、月々の基本使用料などが割引になります。手続き方法等は各電話会社により異なりますので、お近くの取扱店に必要な書類等をご確認のうえ、郵便もしくは店頭で手続きしてください。

NTT104電話番号案内の無料案内 身 知 精

問合せ窓口 NTT西日本ふれあい案内担当
 電話:0120-104-174(受付9時~17時・土日祝、年末年始除く)

電話帳のご利用が困難な目や上肢等の不自由なかた及び知的障害や精神障害のあるかたが無料で「104」の電話番号案内をご利用できる制度です。(事前登録が必要です)

対象者	視覚障害1級~6級、肢体不自由(上肢または体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害1・2級)、聴覚障害2~6級、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
手続き	NTT西日本ふれあい案内担当にお問い合わせください。 ※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から104をダイヤルした場合が対象となります。

マル優・マル特制度(少額貯蓄等の利子所得等の非課税制度) 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しているかたは、マル優・マル特制度(少額貯蓄非課税制度・少額公債非課税制度)が利用できます。それぞれ元本350万円まで、合計700万円を限度として利子等が非課税になります。

手続き	各金融機関等のホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。
-----	--------------------------------------